新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

第11条の2((被災者向け優良賃貸住宅の割増償却))関係

(適用要件の判定単位)

11の2-1 個人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第13条の2第2項柱書きに規定する各独立部分(以下11の2-4までにおいて「各独立部分」という。)の数が10又は4以上であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋(以下11の2-5までにおいて「共同住宅」という。)の1棟ごとに判定することに留意する。

また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。

(床面積の意義)

11の2-6 震災特例法令<u>第13条の2第2項</u>に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

第11条の2((被災者向け優良賃貸住宅の割増償却))関係

(適用要件の判定単位)

11の2-1 個人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第13条の2第2項柱書きに規定する各独立部分(以下11の2-4までにおいて「各独立部分」という。)の数が10以上であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋(以下11の2-5までにおいて「共同住宅」という。)の1棟ごとに判定することに留意する。

また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。

(床面積の意義)

11の2-6 震災特例法令<u>第13条の2第2項第3号</u>に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。